

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき、身延町地域情報通信施設整備運営事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成19年 9月14日

身延町長 依田 光弥

## 特定事業の選定について

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名称

身延町地域情報通信施設整備運営事業

#### (2) 事業内容

設計・建設業務(完成後の同軸ケーブルの撤去を含む)

維持管理業務

運營業務(音声告知放送、地域公共ネットワーク、基本チャンネルの再送信、衛星放送等の多チャンネルサービス、インターネットサービス、選定事業者が提案するその他サービス等)

移行期間中の既存施設に係る維持管理業務及び運營業務

その他(既存の下部コミュニケーションテレビ施設等の譲受、事業者所有施設等の町への無償貸与)

#### (3) 事業期間

設計・建設期間:事業契約締結日の翌日(平成20年7月を予定)~平成22年3月

維持管理及び運営期間:[既存施設の移行期間]平成20年10月1日~平成22年3月31日

[供用開始~]平成22年4月~平成32年3月

#### (4) 事業方式

本事業は、BOO方式(事業者が当該施設の設計、建設、維持管理、運営を行い、事業終了後も所有権を有する)により実施する。

(5) 事業者の収入及び費用に関する事項

事業を事業 A と事業 B に区分の上、事業内容及び収入を以下の通り定めることとする。

区分	事業内容	事業者の収入
事業 A	・音声告知放送、地域公共ネットワークを提供するために必要となる 施設の設計・建設、完成した施設・設備の維持管理、運営業務。 ・完成後の同軸ケーブルの撤去。	町が支払うサービス対価
事業 B	・基本チャンネルの再送信、衛星放送等の多チャンネルサービス、インターネットサービス、選定事業者が提案するその他サービスを提供するために必要となる 施設の設計・建設、完成した施設・設備の維持管理、運営業務。 ・移行期間中の既存施設に係る維持管理業務及び運営業務。	加入者からの使用料

(6) 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1) 施設に関する事項

CATV対象エリア	身延町下部地区（旧下部町全域）
CATV整備方式	770MHz（双方向） FTTH方式
放送チャンネル （基本チャンネルの再送信）	NHK総合、NHK教育、山梨放送、テレビ山梨、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京
自主放送（行政チャンネル）	なし （但し、選定事業者の提案によるコミュニティチャンネル等の放送はあり。）
衛星放送等の多チャンネルサービス	あり（10チャンネル以上）
インターネットサービス	あり（ベストエフォート式にて30Mbps以上）
地域公共ネットワーク	公共施設間の光ファイバーネットワーク
その他サービス	音声告知放送、FM放送、選定事業者が提案するその他サービス
使用料 （基本チャンネルの再送信、衛星放送等の多チャンネルサービス、インターネットサービス）	県内の同種事業の料金水準を勘案して設定。

FTTH方式 大容量の情報のやり取りが可能な光ファイバーを各家庭まで結び、高速な通信環境を構築すること。

2) 土地に関する事項

建設及び維持管理運営に必要な範囲の土地は、原則として選定事業者は無償で使用することができる。

## 2. 事業の評価

### (1) 町の財政負担見込額による定量的評価

#### 1) 前提条件の設定

本事業を町が自ら実施する場合とPFI事業により実施する場合の町の財政負担額の比較を行うにあたり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は、町が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

表：財政負担見込額の算定の前提条件

	町が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	施設整備費（事業A、B） 維持管理・運営費（事業A、B） 使用料による収入（事業B）	サービス対価（事業A） ・設計・建設、維持管理、運營業務のうち、事業Aに係る費用。 ・事業Bは事業者による独立採算事業とするため、サービス対価には含まない。 （なお、設計・建設、維持管理等、事業Aと事業Bに明確に区分することが難しい一部業務については、一定割合を乗じて事業A部分の費用を算定） アドバイザー費用（事業A、B） モニタリング費用（事業A、B） 事業者からの税込（事業A、B）  * 事業者の費用及び収入 ・設計・建設費（事業A、B） ・維持管理・運営費（事業A、B） ・町からのサービス対価（事業A） ・使用料収入（事業B）を想定
共通事項	事業期間：12年（設計・建設：2年、維持管理・運営10年） 割引率：4.0% インフレ率：0%	
資金調達に関する事項	一般財源	一般財源 事業者の自己資金 * 事業Aの建設費は一括払いを想定。
設計・建設に関する費用	概略の施設計画に基づき、同類施設の実績等を勘案して設定	選定事業者の創意工夫による費用縮減効果を想定して設定
維持管理・運営に関する費用	町の既存施設の実績等を勘案して設定	選定事業者の創意工夫による費用縮減効果を想定して設定

\* リスクは参入していません。

## 2) 財政負担額の比較

上記の前提条件に基づく財政負担額について、町が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合とを現在価値換算額で比較した。結果、事業Aにおいて、PFI事業として実施する場合の町の財政負担額は25%削減されると見込まれる。なお、事業Bについては、事業者の独立採算となるため、本比較の対象から外した。

### (2) PFI事業として実施することの定性的評価

本事業全体をPFI方式により実施する場合、町の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

#### ア 効率的な維持管理・運営の実施

設計・建設・維持管理・運営までを一括して選定事業者任せのため、各業務毎に発注する場合と比較し、設計段階から運営段階までの効率化やコストの最小化を視野に入れた整備・運営等が可能になる。

#### イ サービス水準の向上

設計・建設・維持管理・運営までの一貫した体制の採用によって、また選定事業者の持つノウハウや創意工夫の発揮によって、多様なサービスや利用者ニーズに迅速に対応した良質なサービスの提供が期待できる。

#### ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を町及び選定事業者の間で明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

### (3) 総合評価

本事業は、PFI方式により実施することで、事業全体を通じて選定事業者の資金調達力や効率的・効果的な事業ノウハウを活用することが可能となり、結果として定量的評価における財政負担の縮減に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待されるとともに、地域経済・社会への波及効果も期待できる。